

朝霞市保育園等運営基準

平成２６年 ８月２２日（福祉部長決裁）

平成２７年 ７月 ３日（福祉部長決裁）

平成３０年１２月１４日（こども・健康部長決裁）

令和 ６年 ９月１０日（こども・健康部長決裁）

１ 開所時間 ７：００～１９：００（月曜日～土曜日）

保育標準時間：７：００～１８：００

保育短時間：８：３０～１６：３０

保育標準時間、短時間の基本時間とする。基本的には、保護者の勤務時間、通勤時間等を鑑み保育利用時間については、勤務内容証明等の資料を基に園で決定することとする。

なお、午後から勤務開始がなされるような、変則勤務等の場合においては、保育園での１日の生活リズムや、発達過程を見通し、保育の内容を組織的・計画的に構成して保育を実施する必要もあることから、勤務時間のみによって保育利用時間が制限されるものではない。このため、前述の変則勤務の場合であっても保育開始時間は、８時３０分から利用することも可能とする。

２ 保育時間並びに（特別）延長保育時間

	保育標準時間	保育料	保育短時間	保育料
保育時間	７時～ １８時	市が決定する 保育料	８時３０分～ １６時３０分	市が決定する 保育料
延長保育 時間	１８時～ １９時	公設保育園： 無料 民間保育園： 市に準じるよう努めること。 徴収する場合は、 スポット利用： ２００円／３０分、 月極め利用： ２，０００円／月を目安とするよう努めること。	７時～８時３０分 １６時３０分～１９時	公設保育園： 無料 民間保育園： 市に準じるよう努めること。 徴収する場合は、 スポット利用： ２００円／３０分、 月極め利用： ２，０００円／月を目安とするよう努めること。
特別延長 保育時間	１９時以降	各施設で決定する 保育料	１９時以降	各施設で決定する 保育料

開所時間である１２時間を超す保育時間については、各施設において特別延長保育料の徴収を可能とする。

なお、特別延長保育料については、各施設において園規則などの運営規定を定めるものとし、保護者に対して事前に説明・周知を行うこととする。

３ 定員

定員を設定又は変更する際には、事業計画との整合性を図るため、市との事前協議を必要とする。

４ 屋外遊戯場（園庭）

屋外遊戯場（園庭）は保育園等と同一敷地内の地上に設けることを原則とする。ただし、敷地内に基準面積を確保できない場合は、埼玉県保育園設置認可基準に適合した場所とする。また、代替場所については、徒歩による移動が可能な距離で安全な通路が確保できる場所とする。

５ 実費徴収・上乗せ徴収

実費徴収又は上乗せ徴収については、事前の協議及び報告について市と書面をもって行うこととする。また、保護者に対しては事前に徴収額・理由なども含めて丁寧な説明・周知を行い、書面で交付することとする。

６ 保育士配置：（保育所・保育所型認定こども園のみ）

※小規模保育施設・事業所内保育施設については「朝霞市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める）

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
職員 配置基準	３：１	４：１	６：１	１５：１	２５：１	２５：１

（乳幼児：保育士）

* １歳児のみ公設保育園は、４．５：１

７ 面積：（保育所・保育所型認定こども園のみ）

※小規模保育施設・事業所内保育施設については「朝霞市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める）

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
必要面積 (㎡)	５	３．３	１．９８	１．９８	１．９８	１．９８

(乳幼児1人あたり)

8 事故等報告

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日通知)に基づき、第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に、事故報告書(通知様式【別紙4】)を作成し朝霞市保育課に提出すること。

＜報告の対象となる重大事故の範囲＞

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

報告の対象となる重大事故の範囲に含まれないものについても、虐待・誤食・見失い・救急搬送等の重大事案が発生した場合は、朝霞市保育課に報告すること。

9 留意事項

保育園等を整備する際には、次の事項について事前に市との協議を行うこととする。

- (1) 保育園等設置場所(保育需要が高い地域を除き、一部の地域に偏在しないような設置場所とすること)
- (2) 送迎時の駐車スペースの確保及び駐輪スペースの設置
- (3) 保育室の設置階(災害時の対応等から、原則1階に設けることを基本とし、年齢が低い乳幼児ほど1階での保育を行うように努めること)
- (4) 保育園等の設置時や通常保育以外の不定期な事業・イベント開催時の際の、近隣住民の理解と同意
- (5) 小規模保育施設・事業所内保育施設については連携施設設定の予定